

品川区私立幼稚園等園児保護者補助金および 品川区私立幼稚園等入園料補助金交付要綱

制定	昭和 61 年 5 月 8 日区長決定	要綱第 22 号
改正	平成 15 年 4 月 17 日	要綱第 32 号
改正	平成 17 年 5 月 10 日	要綱第 51 号
改正	平成 18 年 5 月 19 日	要綱第 106 号
改正	平成 19 年 6 月 19 日	要綱第 96 号
改正	平成 20 年 6 月 24 日	要綱第 22 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	要綱第 258 号
改正	平成 21 年 6 月 22 日	要綱第 389 号
改正	平成 22 年 6 月 18 日	要綱第 86 号
改正	平成 24 年 6 月 19 日	要綱第 182 号
改正	平成 25 年 7 月 2 日	要項第 118 号
改正	平成 26 年 6 月 26 日	要綱第 95 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 374 号
改正	平成 27 年 6 月 24 日	要綱第 482 号
改正	平成 28 年 2 月 25 日	要綱第 64 号
改正	平成 28 年 6 月 30 日	要綱第 215 号
改正	平成 29 年 6 月 26 日	要綱第 107 号
改正	平成 30 年 6 月 27 日	要綱第 158 号
改正	平成 30 年 11 月 26 日	要綱第 200 号
改正	平成 31 年 3 月 18 日	要綱第 203 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、保護者または支給認定保護者に対して、交付する品川区私立幼稚園等園児保護者補助金（以下「保護者補助金」という。）および品川区私立幼稚園等入園料補助金（以下「入園料補助金」という。）について必要な事項を定め、保護者または支給認定保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)私立幼稚園等 学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号)に定める幼稚園のうち、国、都道府県、区市町村以外の者が設置する幼稚園（私立の特定教育・保育教育施設を除く。）および特別支援学校の幼稚部をいう。

- (2)類似施設 東京都知事が認定する幼稚園に類似した施設をいう。
- (3)私立の特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 27 条に規定する確認を受けた国、都道府県および区市町村以外の者が設置する施設をいう。
- (4)入園料 私立幼稚園等において園則に入園料と定めがあるものまたは私立の特定教育・保育施設において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 3 項の規定により徴収するものであって、園則等に入園料と定めがあるものをいう。
- (5)小学校就学前こども 支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前こどもとして同法第 20 条第 4 項に定める認定を受けた幼児（以下「1 号認定こども」という。）をいう。
- (6)幼児 当該年度の 4 月 1 日以後において、品川区の住民基本台帳に記載されている満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（学校教育法第 18 条の定めにより、就学させる義務を猶予または免除された保護者の子も含む。）をいう。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 各号に掲げる者、その他区長が認める者については、公的機関が発行する居住を証する証書等の確認をもって、住民基本台帳に記載されているものとみなす。
- (7)保護者 幼児と同一の世帯に属する者または幼児が入所している養護施設の長であって、当該幼児を私立幼稚園等または類似施設に入園させ、入園料、保育料を納入したものをいう。
- (8)支給認定保護者 1 号認定こどもと同一の世帯に属する者または 1 号認定こどもが入所している養護施設の長であって、当該 1 号認定こどもを私立の特定教育・保育施設に入園させ、入園料または品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年品川区条例第 18 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する利用者負担額を納入したものをいう。
- (9)ひとり親世帯等 保護者または保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいう。
- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）
- ウ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- エ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(10)保護者と生計を一にする兄・姉 保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 保護者が現に監護する未成年

イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ 保護者またはその配偶者の直系卑属（アおよびイを除く）

(11)児童心理治療施設通所部 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条の 2 に定める児童心理治療施設のうち、通所により社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とした施設をいう。

(12)児童発達支援 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める支援をいう。

(13)医療型児童発達支援 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める支援をいう。

(14)特例保育 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に定める特例保育をいう。

(15)家庭的保育事業等 児童福祉法第 24 条第 2 項に定める家庭的保育事業等をいう。

（補助の対象）

第 3 条 保護者補助金は、幼児が私立幼稚園等、類似施設および私立の特定教育・保育施設に在籍していた期間（当該幼児が住民基本台帳に記載されていた期間に限る。）について、補助の対象とする。

2 入園料補助金は、他の地方公共団体が行う同種の補助金を受けていない保護者および支給認定保護者を対象とする。

（補助金額）

第 4 条 補助金額は、別表 1 に定めるところにより補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第 5 条 保護者補助金の交付を受けようとする保護者は私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書（第 1 号様式）および幼児の属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類を、保護者補助金の交付を受けようとする支給認定保護者は私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書（第 1-2 号様式）および幼児の属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類を交付を受けようとする年度の 3 月 2 日（この日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」とい

う。)に当たるときは、その直後の休日でない日とする)までに区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により期限までに提出できない場合は、提出期限を相当期間延長できるものとする。

2 入園料補助金の交付を受けようとする保護者は、私立幼稚園等入園料補助金交付申請書兼請求書(第1-1号様式)または私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)を、入園料補助金の交付を受けようとする支給認定保護者は私立幼稚園等入園料補助金交付申請書兼請求書(第1-1号様式)または私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書(第1-2号様式)を交付を受けようとする年度の3月2日(この日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。)までに区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により期限までに提出できない場合は、提出期限を相当期間延長できるものとする。

3 第1項の課税状況を説明する書類は、区が所有する公簿で課税状況を確認できるときは、省略することができる。

(補助金の交付決定および交付方法)

第6条 保護者補助金の交付決定をしたときは、私立幼稚園等保護者補助金決定通知書(第2号様式)により保護者に、私立幼稚園等保護者補助金決定通知書(第3号様式)により支給認定保護者に、それぞれ通知するものとする。

2 区長は、入園料補助金の交付決定をしたときは、私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書(第4号様式)により保護者および支給認定保護者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

(補助金に関する調査)

第7条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた保護者または私立幼稚園等の設置者に対し、報告を求め、または実態調査を行うものとする。

(補助金の交付決定の取消および返還)

第8条 区長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた保護者および支給認定保護者に対し、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 27 年 6 月 24 日改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 28 年 2 月 25 日改正）

この要綱は、平成 28 年 2 月 25 日から適用する。

付 則（平成 28 年 6 月 30 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 29 年 6 月 26 日改正）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 6 月 27 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 11 月 26 日改正）

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（平成 31 年 3 月 18 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(別表1)

1. 品川区私立幼稚園等園児保護者補助金額

区分	補助限度額	
	1 人在籍の場合及び同一世帯から 2 人以上在籍している場合の最年長の幼児 (第 1 子)	以下のいずれかに該当する幼児 (第 2 子以降) ア 幼稚園、類似施設、保育所 (東京都認証保育所を含む)、認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児 イ 小学校 1~3 年生の兄・姉を有する幼児 ウ 児童心理治療施設通所部に入所または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する幼児 エ 特例保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児 オ 家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄・姉を有する幼児
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯および当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税となる世帯および区分②のうちひとり親世帯等	月額 13,200 円	月額 13,200 円
②当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	月額 11,500 円	
③当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	月額 10,500 円	月額 12,600 円
④当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 256,300 円以下の世帯	月額 9,400 円	月額 12,000 円
⑤当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 256,301 円以上の世帯	月額 7,000 円	月額 7,000 円

※上記区分のうち、②区分以下については、「小学校 1~3 年生の兄・姉」とあるのは、「保護者と生計を一にする兄・姉」と読み替えてこの表を適用する。

※この表において「所得割」とは、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割 (この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、第 314 条の 9、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項および附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。以下同じ。) の額をいう。

なお、地方税法第 323 条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

2. 品川区私立幼稚園等入園料補助金額

幼児 1 人につき（1 回限り）年額 100,000 円

注 1. 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注 2. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

注 3. 支給認定保護者に対する 4 月から 8 月までの月分の補助限度額を決定する場合については、「当該年度」とあるのは「前年度」と読み替えてこの表を適用する。

注 4. 補助金額の算定に係る寡婦（寡夫）控除のみなし適用については、品川区寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する要綱（平成 30 年品川区要綱第〇号）の規定に基づき行うものとする。

※枠の中をご記入ください。

園名	幼稚園	フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	年	月	日
		園児名						
入園日	年	月			区 使用欄	園コード	入園料	申請番号

品川区長あて
上記の園児について、 年度 品川区私立幼稚園等 園児保護者補助金
就園奨励費補助金 を申請します。

(今年度入園し、まだ入園料補助金を請求していない方のみ)
※入園料補助を一度でも受けたことのある場合は対象になりません。

入園料補助金 を申請します。

支払った入園料
_____円
※ 10万円を上限に、実際に支払った入園料が補助金額となります。

寡婦(寡夫)控除のみなし適用を申請いたします。 ※申請する方は、左の口々にチェックをしてください。
※寡婦(寡夫)控除とは、納税者の夫(妻)と死別若しくは離婚した後婚姻をしていない場合、または夫(妻)の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。
寡婦(寡夫)控除は婚姻歴のない場合は適用されていませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際はみなし適用いたします。

上記のとおり申請します。なお、補助金受給資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な住民税課税状況などについて品川区が公簿で確認することに同意します。
また、補助金を交付決定に基づき請求しますので、下記の口座に振込みしてください。

年 月 日

申 請 者 義 人 (口 座 名 義 者)	フリガナ	(氏)	(名)	住 所	〒 品川区 丁目 番 号							
	(保護者) 申請者署名				(携帯:) (電話:)							
金融機関	金融機関コード			支店名	支店コード			口座種別	口座番号			
	銀行 信用金庫 信用組合				支店出張所				普通			

申請者署名と同一人物の口座情報を、通帳に記載されているとおり、正しくご記入下さい。

訂正する場合は二本線で消し、正しく書き直してください。

※ 裏面も必ずご記入ください。

補助金単価を算定するための調書です。枠の中をご記入ください。

◆世帯構成についてご記入ください。 ※園児を含む家族全員。単身赴任等で同居されていないが園児を扶養している方も記入してください。就学等で別居されている生計を一にする兄・姉等がいる場合も記入してください。

ひとり親世帯等に該当する場合は、左の口に✓を入れてください。

※ひとり親世帯等とはひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者)

続柄	フリガナ		同居・別居	生年月日	【園名】 幼稚園、保育園、 認定こども園等	【学年】 小学1～3年生が いる場合のみ○	区使用欄
	氏	名					所得割額
			同居・別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居・別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居・別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居・別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居・別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居・別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
区使用欄	子区分	就園奨励費		園児保護者		合計	円

◆ 年1月1日の時点で品川区に住んでいなかった(住民登録のなかった)ご家族がいる場合は、そのご住所を下欄に記入してください。

フリガナ 氏名		住所		住民税の課税証明書を <input type="checkbox"/> 添付しました
フリガナ 氏名		住所		住民税の課税証明書を <input type="checkbox"/> 添付しました

注) 住民税の課税証明書の提出が必要です。 年1月1日にお住まいの市区町村で発行された市(区町村)民税所得割額、配偶者控除の有無が記載されているものを提出してください。年度途中で住民税額の変更があり階層が変わる場合、申請者の申し出がなくとも補助額を変更する場合があります。

※ 枠の中をご記入ください。

園名	フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	年	月	日
		園児名					
入園日	年	月		区使用欄	園コード	区使用欄	

品川区長あて

上記の園児について、年度 品川区私立幼稚園等 入園料補助金 を申請します。

※入園料補助を一度でも受けたことのある場合は対象になりません。

※10万円を上限に、実際に支払った入園料が補助金額となります。

上記のとおり申請します。なお、補助金受給資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な住民登録の状況などについて公簿等で品川区が確認することに同意します。

また、補助金を交付決定に基づき請求しますので、下記の口座に振込みしてください。

年 月 日

申 請 者 （ 口 座 名 義 人 ）	フリガナ	(氏)	(名)	住 所	〒	品川区	丁目	番	号			
	申請者署名 (保護者)				(携帯:) (電話:)							
金融機関	金融機関コード			支店名	支店コード			口座種別		口座番号		
	銀行 信用金庫 信用組合				支店 出張所			普通				

※訂正する場合は二本線で消し、正しく書き直してください。

※枠の中をご記入ください。

園名	幼稚園	フリガナ	(氏)	(名)	生年月日	年	月	日
		園児名						
入園日	年	月			区 使用欄	園コード	入園料	申請番号

品川区長あて
上記の園児について、 年度 品川区私立幼稚園等 園児保護者補助金 を申請します。

(今年度入園し、まだ入園料補助金を請求していない方のみ)
※入園料補助を一度でも受けたことのある場合は対象になりません。

入園料補助金 を申請します。

支払った入園料
_____円
※ 10万円を上限に、実際に支払った入園料が補助金額となります。

寡婦(寡夫)控除のみなし適用を申請いたします。 ※申請する方は、左の口々にチェックをしてください。
※寡婦(寡夫)控除とは、納税者の夫(妻)と死別若しくは離婚した後婚姻をしていない場合、または夫(妻)の生死が明らかでない場合に受けられる控除のことです。
寡婦(寡夫)控除は婚姻歴のない場合は適用されていませんが、申請があり対象となる方は、当補助金の計算の際はみなし適用いたします。

上記のとおり申請します。なお、補助金受給資格に係る審査に際しては、支給決定に必要な住民税課税状況などについて品川区が公簿で確認することに同意します。
また、補助金を交付決定に基づき請求しますので、下記の口座に振り込みしてください。

年 月 日

申 請 者 義 人 (口 座 名 義 者)	フリガナ	(氏)	(名)	住 所	〒 品川区 丁目 番 号			
	(保護者) 申請者署名				(携帯:) (電話:)			
金融機関	金融機関コード	支店名	支店コード	口座種別	口座番号			
	銀行 信用金庫 信用組合		支店出張所		普通			

申請者署名と同一人物の口座情報を、通帳に記載されているとおり、正しくご記入下さい。

訂正する場合は二本線で消し、正しく書き直してください。

※ 裏面も必ずご記入ください。

補助金単価を算定するための調書です。枠の中をご記入ください。

◆世帯構成についてご記入ください。 ※園児を含む家族全員。単身赴任等で同居されていないが園児を扶養している方も記入してください。就学等で別居されている生計を一にする兄・姉等がいる場合も記入してください。

ひとり親世帯等に該当する場合は、左の口に✓を入れてください。

※ひとり親世帯等とはひとり親世帯の他、同一の世帯員に在宅で次に掲げる方がいる世帯をいいます。(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者)

続柄	フリガナ		同居 ・ 別居	生年月日	【園名】 幼稚園、保育園、 認定こども園等	【学年】 小学1～3年生が いる場合のみ○	区使用欄
	氏	名					所得割額
			同居 ・ 別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居 ・ 別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居 ・ 別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居 ・ 別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居 ・ 別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
			同居 ・ 別居	年 月 日	幼稚園 ・ 保育園	小学 1・2・3年生	円
区使用欄	子区分	就園奨励費		園児保護者		合計	円

◆ 年1月1日の時点で品川区に住んでいなかった(住民登録のなかった)ご家族がいる場合は、そのご住所を下欄に記入してください。

フリガナ 氏名		住所		住民税の課税証明書を <input type="checkbox"/> 添付しました
フリガナ 氏名		住所		住民税の課税証明書を <input type="checkbox"/> 添付しました

注) 住民税の課税証明書の提出が必要です。 必要年度など詳しくは補助金のお知らせをご確認下さい

年度途中で住民税額の変更があり階層が変わる場合、申請者の申し出がなくとも補助額を変更する場合があります。

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等保護者補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	第1回	園児保護者補助金	4月～9月	円
		就園奨励費補助金	4月～9月	円
	第2回	園児保護者補助金	10月～3月	円
		就園奨励費補助金	10月～3月	円
	合計			円

交付決定金額			
今回振込額		円	
補助金判定基準	区民税所得割額		円
	区民税均等割額		円
	在園(在住)期間		
補助金振込指定口座	銀行名		
	支店名		
	口座種別	口座番号	
	口座名義		
交付の条件および 交付の時期			

【問い合わせ先】

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等保護者補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	第1回	園児保護者補助金	4月～9月	円
	第2回	園児保護者補助金	10月～3月	円
	合計			円

交付決定金額				
今回振込額		円		
補助金判定基準		区民税所得割額		
		区民税均等割額		
		在園(在住)期間		
補助金振込指定口座	銀行名			
	支店名			
	口座種別	口座番号		
	口座名義			
交付の条件および 交付の時期				

【問い合わせ先】

〒
品川区

様

品川区長

対象園児 様(年 月 日生)

年度 私立幼稚園等入園料補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

交付決定額	円
-------	---

交付決定金額			
入園料			円
補助金振込指定口座	銀行名		
	支店名		
	口座種別	口座番号	
	口座名義		
交付の条件および 交付の時期			

【問い合わせ先】